1

「療養補助金」の請求方法等について

療養補助金は、「療養補助金請求書」(様式1)でご請求ください。請求書が必要な場合は、<mark>退職互助部(2085-29-1243)</mark>に連絡してください。なお、請求書(様式1)をコピー(白黒可)して使用することもできます。

【 会員情報の書き方 ➡ 9 ページへ	(Ⅱ) 領収書の貼り方 → 11 ページへ
療養補助金請求書	領収書のりづけ欄 (cのページにのりづけしてください。)
会員氏名(登録を受けた方) 会員番号及び区分 年号 生年月日 電話番号(請求内容について、日中連絡がとれる番号) 保険 種別 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	 ★ 請求の方法等については、ガイドブックもご参照ください。 毎 収証 ★ ・
「像の場合」で成立したが、適用以外の1か目に○を付けてたない。 「のの場合」で成立したが、適用以外の1か目に○を付けてたない。 「なった」では、意味・ 「なった」では、意味・ 「なった」では、また。 「なった」では、また。 「なった」では、また。 「なった」では、また。 「なった	注一体(ルセプト)とは、ひと月にかかった医療を、医療機関が、副務集制が、これに戻されまた分けたものです。 3 公的機関からの助成を受けることができる場合は、その器を差し引いて給付額を計算します。 ・「高額破差費」などの対象になる場合は、表験員互助会に決する前に次の所で手続きをし、助政額を教職員互助会にお知らせください。議額認定症の適用ほグ等についても、評細は下記の所でおたずなください。 ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の方・・・・ お仕まいの市町村の担当窓口全田健康保険協会(協会けんぼ)の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0mg 1 (SED	4 翰付の性 1件(1)レゼ 1年(1)レゼ 1年(1)レゼ 1年(1)レゼ 1年(1)
ア 領収書を使って請求する場合 ⇒ 10 ペ て 医療機関の証明で請求する場合 ⇒ 12 ペ	内容が確認できないと給付が遅れる ことがあります。

ご請求前に、次のことを確認してください。

- ●給付額は、1 件 (1 レセプト) につき、2,000 円を控除した額の8割 (100 円未満切り捨て) です。そのため、2,130 円未満は給付がありません。
- ●給付の請求権はその事由が発生した月から生じ、満2年をもって消滅します。
- ●給付対象となるのは、健康保険適用の診療費用です。

・・・・《以下のものは給付対象外です》………

- ①健康保険適用外の費用
- ②入院時の食事療養費
- ②加热费用 / 1 图 13 图
- ③健診費用(人間ドック等) 鍼・灸・マッサージ
- 4)介護保険利用料

差額ベッド代、 容器代、文書料、 鍼・灸・マッサージ

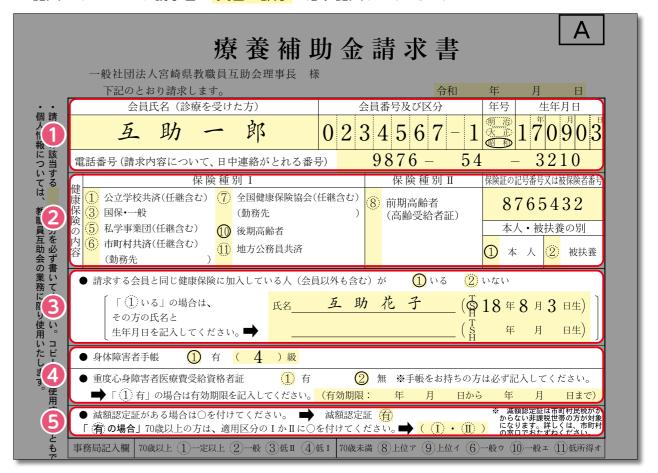
そのほか自費診療等

- ⑤病気とみなされないもの (予防接種等)
- ⑥第三者行為によるもの(交通事故等)
- ⑦会員でない配偶者等の診療費
- ⑧受診月から2年を過ぎた診療費
- ●市町村等からの払い戻し(高額療養費)に該当したときは、払い戻しの手続きが終わってから請求してください。また、払い戻し額も一緒にお知らせください。

請求の流れ

ii 請求書 A 面に「氏名」「会員番号」「健康保険の種類」など必要事項を記入する。

記入にあたっては、請求書の黄色の部分は必ず記入してください。

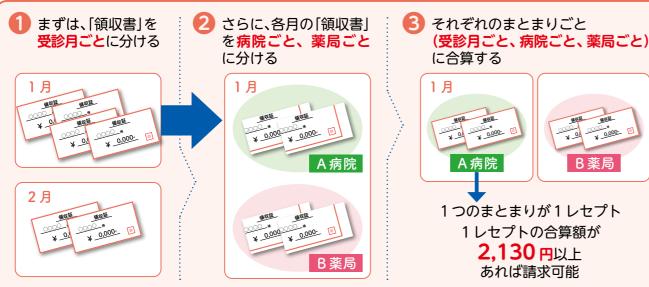


- ① 「会員氏名」、「会員番号」及び「区分」、「生年月日」、「電話番号」を記入。
- ②健康保険証を確認して、保険種別Iのいずれかに○をつける。「保険証の記号番号」、後期高齢者の場合は「被保険者番号」を記入。70歳以上75歳未満の方は、保険種別Iの「®前期高齢者」にも○をつける。本人・被扶養の別は、いずれかに○をつけてください。
- ③「健康保険証」は1人に1枚発行されています。家族の方々の保険証と照合して、同じ健康保険であるときには、「①いる」に○をつけ、氏名等を記入してください。
- ④「身体障害者手帳」「重度心身障害者医療費受給資格者証」について記入。「重度心身障害者医療費受給資格者証」は、身体障害者手帳1級、2級(市町村によっては3級まで)の方に発行されます。該当になると、市町村の助成が受けられます。所得によっては該当にならないこともありますので、市町村の福祉課などに確認をしてください。
- ⑤「減額認定証」の交付が受けられる場合は「有」に○。「減額認定証」は、正式には「限度額適用・標準負担額減額認定証」といいます。市町村民税がかからない世帯の方に発行され、該当になると自己負担が少なくてすみます。70歳以上の方は、適用区分が I と II と 2 つありますので、市町村の保険課などに確認をしてください。

Q

▋または のいずれかの方法で「医療機関領収及び明細書」欄に記入してください。

【Ⅱ)− 「領収書」を使って請求する場合



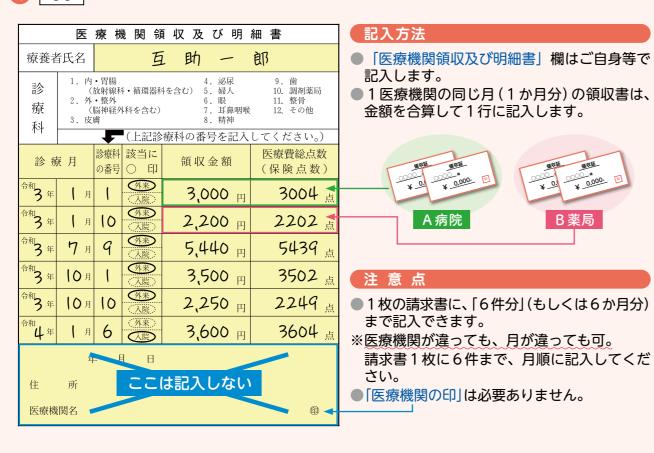
B薬局 1つのまとまりが1レセプト

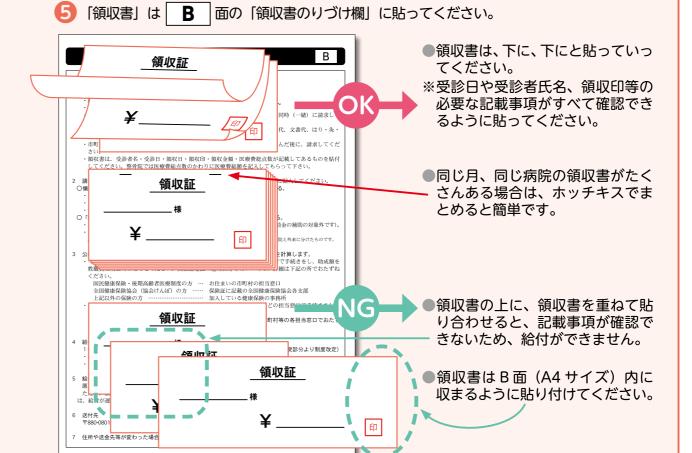
1レセプトの合算額が 2,130 円以上 あれば請求可能



- ●同じ薬局でも処方箋が異なる場合やひとつの病院で同じ月に入院と外来がある 場合は合算できませんので、1行ごと別々に記入してください。
- ■「総合病院」の場合は、歯科のみ別にして記入してください。

▲ 面の「医療機関領収及び明細書」欄に記入する。





領収書の注意点

- ●領収書は、白黒コピーで構いません。はっきりと 内容が分かるようにコピーしてください。
- ※原本を貼付した場合でも、原則、返却はできませ んのでご注意ください。
- ●領収書は、必要な記載事項があるものをご用意く ださい。
- ●氏名 ●受診日 ●医療機関名 ●領収金額
- ●保険点数(整骨院は医療費総額) ●領収印

1点=10円 例) 保険点数 500 点 = 医療費総額 5,000 円

●整骨院の領収書には、保険分の「一部負担金 (保険内)」と、「医療費総額」を記入してもらっ — てください。

〈整骨院の領収書(例)〉

領収書

氏名 日向 夏海 様

医療費総額	10,000円
①一部負担金(保険内)	3,000円
②保険外	4,000円
領収金額 (①+②)	7,000円

令和3年7月診療分として 上記の金額を領収しました。

令和3年○月△日 医療機関名



卸 ●●●整骨院

10

Ⅲ - 【 医療機関の証明で請求する場合

	医	療材	幾関領	収及び	明	細書	
療養者	氏名		互	助	_	郎	
診 療 科	2. 4	4・整外 (脳神経	科・循環器科外科を含む)	6. II 7. J 8. #	帚人 艮 耳鼻咽喉 青神	10. 11. 12.	歯 調剤薬局 整骨 その他
		Ţ		療科の番号	を記入	してく	ださい。)
診 療	月	診療科 の番号		領収金	額		費総点数 険 点 数)
^{令和} 3年	5	1	外来	3,00	0 円	3	3004 _s
^{令和} 3年	6	1	(入院)	3,50	0 円	3	502 <u>,</u>
^{令和} 3年	8	1	(入院)	3,60	0 円	3	3600 ,
^{令和} 3年	9 1	1	(入院)	3,90	0 円	-	3901
^{令和} 3年	117	1	(入院)	3,00	0 円	2	999
令和 年	J	1	(外来)		円		Я
R4年 2月 1日							
住 所 宮崎市老松 番地 5							
医療機	医療機関名 退互内科・胃腸科医院 内退料室						

記入方法

療養補助金請求書を、病院や調剤薬局などの 医療機関に持っていき、「医療機関領収及び明 細書」欄を、医療機関から直接記入してもらい ます。ただし、医療機関によっては、「証明料」が 必要な場合がありますので確認してください。

※証明料は療養補助金の給付の対象にはなりません。

注意点

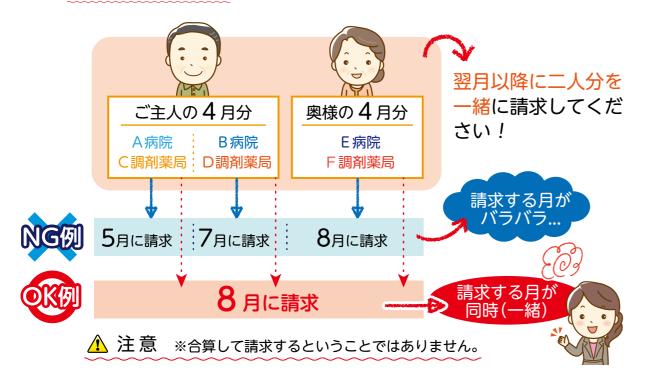
- ■1枚の請求書に1つの医療機関分しか記入できません。(病院と調剤薬局は合算できません。)
- ●整骨院では、保険点数のかわりに「医療費総額」 を記入してもらってください。
- 「病院の印」が押してあるので「病院発行の 領収書」添付は必要ありません。

Ⅲ)療養補助金請求書を互助会事務局へ郵送する。

■請求は、受診月の翌月以降にしてください。

例) 3月受診分 → 4月以降にご請求ください。

●同じ月に、2か所以上の医療機関や調剤薬局を受診した場合は、同じタイミングでご請求ください。 また、ご夫婦ともに会員の場合は、同じタイミングで、同じ月のものをご請求ください。



₩ 振り込みについて

給付日は、原則として請求書を受け付けた月の翌月末です。

ただし、記入漏れなどがある場合や、市町村等からの払い戻し額の確認が必要な場合は、給付が 遅れることがあります。

※請求書を受け付けた月と受診月が同じ場合は、翌々月末の送金となります。

請求月と振込日について

請求月	請求できる期間(受診日)	振込予定日
令和4年 3月	令和2年 3月1日~令和4年 2月28日	令和4年 4月28日
令和4年 4月	令和2年 4月1日~令和4年 3月31日	令和4年 5月31日
令和4年 5月	令和2年 5月1日~令和4年 4月30日	令和4年 6月30日
令和4年 6月	令和2年 6月1日~令和4年 5月31日	令和4年 7月29日
令和4年 7月	令和2年 7月1日~令和4年 6月30日	令和4年 8月31日
令和4年 8月	令和2年 8月1日~令和4年 7月31日	令和4年 9月30日
令和4年 9月	令和2年 9月1日~令和4年 8月31日	令和4年10月31日
令和4年10月	令和2年10月1日~令和4年 9月30日	令和4年11月30日
令和4年11月	令和2年11月1日~令和4年10月31日	令和4年12月28日
令和4年12月	令和2年12月1日~令和4年11月30日	令和5年 1月31日
令和5年 1月	令和3年 1月1日~令和4年12月31日	令和5年 2月28日
令和5年 2月	令和3年 2月1日~令和5年 1月31日	令和5年 3月30日

【よくあるご質問】

Q. 7

入院した分も請求できますか?

A 保険内の診療費用であれば、入院・外来問わず請求できます。請求方法は、通常の外来 ・ 受診と変わりません。

ただし、「高額医療費」に該当する場合は、受診した約3か月後に加入している健康保険 (国保や後期高齢者医療の方はお住いの市町村)から限度額を超えた分について「高額療養 費支給決定通知書」等が届きますので、そのコピーを請求書等と一緒に提出してください。 加入している健康保険からの助成がない分が互助会の療養補助金の対象です。

- ※医療費が高額になりそうなときは、先に加入している健康保険から『限度額認定証』をもらっておくと、窓□支払いが少なくて済みます。
- ※『高額医療費制度』については、加入している健康保険にお尋ねください。

装具をつくることになりました。療養補助金の対象になりますか?

けが等の治療に必要として医師が認める装具等については対象です。

- A 請求される場合は①~③の書類を揃えてください。
 - ① 「医証」(装具作成の医師の証明書) のコピー
 - ②装具を購入した際の領収書のコピー
 - ③市町村からの「払戻通知書」のコピー(支払った装具代から一部戻ってきます)